

令和4年度 JEES・MUFG 緊急支援奨学金（一時金）（コロナの中で学生が進むチカラニナル。MUFG 奨学金）の募集について（5/30 締切）

この度、公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）より、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的影響を受けた学生に対して、生活への不安を緩和し、学修の継続を支援することを目的として、奨学金（一時金）の支給について、ご案内がありました。

要項は以下の通りとなりますので、内容を確認の上、希望する学生は出願してください。

募集人数	4人
形態	給付
金額	10万円
支給方法	大学を通じて支給
支給予定時期	令和4年9月予定
応募資格	<p>次の各号の全てに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none">令和4年4月に、日本国内の短期大学、大学及び大学院に在籍する日本人学生（日本への永住が許可されている者を含む。）又は令和4年4月に日本に在留している私費外国人留学生のうち、在留資格が「留学」である者。新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な損失が発生し、学修の継続に経済的援助を必要としている者。（例：アルバイトを失業した者。アルバイト収入が新型コロナウイルス感染症蔓延以前と比較して大幅に減少した者。家族からの仕送りが減少した者等。）これまでに JEES 奨学金、JEES 冠奨学金を受給していない者、又は受給予定でない者。人物が優れていて、学修に真摯に取り組んでいる者。令和4年4月に在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。

大学確認事項

1.自宅外生か否か〔※1〕

2.家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと

3.新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な損失が発生し、学修の継続に経済的援助を必要としている者。（例：アルバイトを失業した者。アルバイト収入が新型コロナウイルス感染症蔓延以前と比較して大幅に減少した者。家族からの仕送りが減少した者等。）

4.新型コロナウイルス感染症により経済的な損失を受けており、以下のいずれかの状況となっていること。

①想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している〔※2〕

②コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し、その状況が本年度になっても改善していない

③アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、学修の継続が困難となっている

④その他の個別具体的な事情による

（※1）「自宅外で生活している」とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。

（※2）あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

なお、以下の状況に該当する場合、メール本文に「申し送り事項」と入力し、事情等を記載してください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・多子世帯やひとり親世帯などの家庭状況に関する考慮すべき事情を有する者 ・その他、本奨学金を受給すべき特段の事情を有する者
<p>申請方法</p>	<p>下記 URL から各自で次の応募書類をダウンロードし、誤りのないよう入力の上、写真データを貼付し、そのデータをメールに添付して、学生支援課 (gakuseisien-sg@g.koran.ac.jp) へ送信する。</p> <p>※メールの件名は「【申請希望】学籍番号(7ケタ)・氏名」とし、本文にも学籍番号(7ケタ)、氏名、JEES・MUFG 緊急支援奨学金の申請を希望する旨を記載してください。</p> <p><応募書類ダウンロード URL></p> <p>http://www.jees.or.jp/sc-scholarship/jees_mufg_20220428.htm</p> <p>A. 【様式1】令和4年度 JEES・MUFG 緊急支援奨学金(一時金)(コロナの中で学生が進むチカラになる。MUFG 奨学金) 願書</p> <p>※【様式1】の経済状況欄は、(収入) - (支出) が0円以上となるように、その他収入欄等に記入してください。(例「その他」欄に「貯金から切り崩し」「兄弟より借り入れ」等を記入。)</p> <p>B. 証明書類：経済状況が分かる証明書類を期限内に取り寄せること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アパート等の直近の家賃の支払いが確認できる書類(自宅外生のみ) ・アルバイト先からの給与明細の写し等(減収前、減収後の確認が可能なもの) <p>※明細が無い場合は、アルバイト先に証明してもらるか、給与振込口座の通帳の過去1年間程度(令和3年4月～令和4年3月)の写し。</p> <p>※上述の他、必要に応じて、その他証明書類の提出を求める。</p>
<p>申請締切日</p>	<p>令和4年5月30日(月)15時00分</p>
<p>審査・推薦</p>	<p>申請書類を審査し、学内選考により推薦した後、JEESにて選考し、決定する。</p>

虚偽申請その他不正について	万が一、申請内容に虚偽があった場合には、返金を求められます。事実に基づいた正しい情報を申告してください。
本件に関する問合せ先	学生支援課（月～金 9:00～17:00） TEL：092-581-1583 MAIL：gakuseisien-sg@g.koran.ac.jp